

## 平成 29 年度 環境教育等推進専門家会議（第 4 回） 議事録

【日時】 平成 30 年 3 月 19 日（月） 13 : 00～15 : 00

【場所】 TKP 赤坂駅カンファレンスセンター ホール 14B

【出席者】 飯田貴也 （特定非営利活動法人新宿環境活動ネット）  
石坂典子 （石坂産業株式会社代表取締役）  
井田仁康 （筑波大学人間系教育学域教授）  
梶木典子 （神戸女子大学家政学部教授）  
川嶋直 （公益社団法人日本環境教育フォーラム 理事長）  
小澤紀美子 （東京学芸大学名誉教授）  
菅谷政昭 （川崎市環境局総務部環境調整課長）  
棚橋乾 （多摩市立連光寺小学校長）  
畠山信 （NPO 法人森は海の恋人副理事長）  
宮林茂幸 （東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科教授）  
中井徳太郎 （総合環境政策統括官）  
松本啓朗 （大臣官房総合政策課長）  
永見靖 （環境省 大臣官房環境教育推進室長）  
池田怜司 （環境省 大臣官房環境教育推進室室長補佐）  
米本善則 （文部科学省 生涯学習政策局参事官補佐）  
濱野清 （文部科学省 初等中等教育局教育課程課教科調査官）  
樺山大輔 （農林水産省 農村振興局農村計画課課長補佐）  
藤原淳一 （林野庁 森林整備部森林利用課環境教育推進官）  
河村憲一 （経済産業省 産業技術環境局環境政策課係長）  
高橋涼 （国土交通省 都市局公園緑地・景観課緑地環境室課長補佐）

### 【議事次第】

1. 開 会
2. 議 事
- (1) 議論の取りまとめ
3. 閉 会

### 【議事内容】

環境省・池田室長補佐： それでは、定刻になりましたので、平成29年度環境教育等推進専門家会議第4回目を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元に次第を配付させていただいておりますが、上から順番に、資料1が本会議の報告書になります。「環境教育等

による環境保全の取組の促進に関する法律」の施行状況の検討について（案）というものでございます。資料2がこの報告書の概要をまとめたポンチ絵を配付させていただいております。資料3といたしまして、環境教育等促進法の基本方針の改正（案）を配付させていただいております。なお、参考資料といたしまして、現行の法や基本方針、本委員会の委員名簿を配付させていただいております。それに加えまして、本日、追加で、こちらのメインテーブルにお座りの方のみ、読本の「森里川海大好き！」という冊子を配らせていただいております。あわせて、シンポジウムのチラシも配付させていただいておりますが、こちらは環境省におきまして、森里川海のつながりや、その恵みの重要性を小中学生にわかりやすく伝えていくことを目的といたしまして作成した読本でございます。3月21日、明後日でございますね。この読本の発刊を記念したシンポジウムも開催する予定としておりますので、ご興味、ご関心のある方はぜひご参加、またはお呼びかけをお願いいただけたら幸いです。

なお、傍聴者の方につきましては、環境負荷削減の観点からペーパーレスとさせていただいております。あらかじめご了承ください。落丁等ございませんでしょうか。

取材の方のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

本日は、11名の委員の方にご出席をいただいております。今回、初めてご出席される委員の方のご紹介をさせていただきます。

國學院大學人間開発学部初等教育学科教授の田村委員でございます。

なお、本日は、石田委員、大久保委員、島田委員が欠席となっております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからの進行につきましては、小澤座長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

小澤座長： 皆様、こんにちは。だんだん春らしくなってきました。きょうで4回目、最終会議になります。きょう、報告書を取りまとめて、その後、政府が作成する基本方針の議論に移りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

環境省・池田室長補佐： それでは、事務局よりまずご説明させていただきます。資料1をご覧ください。今回の会議の議論のとりまとめとなる報告書でございます。前回の会議において、その素案をお示しさせていただいたところございまして、委員の皆様方から貴重なご意見を賜りました。そのご意見を踏まえて、今回は修正版ということでお示しさせていただく次第でございます。基本的には、前回いただいたところを見え消しで追記するという形でお示しさせていただきますので、冒頭よりどのあたりを修正したかを簡単にご説明させていただきます。

それでは、まず1ページをめくっていただきまして、2ページ目、3ページ目でございます。こちらは「はじめに」を前回の資料では書いておりませんでしたので、追記させて

いただきました。本会議の設置、目的等を記載しております。

前回、井田委員が、自分の世界と違った世界をつなげると表現されていましたが、循環と共生という視点を全体的に強調してはどうかというご意見を頂戴いたしました。全体的にその点を強く意識して反映しております。

1の(1)は、環境基本計画から引用の形で、環境問題をめぐる状況と今後目指すべき持続可能な社会の在り様ということで示させていただいておりますが、この会議の目的は人づくりの在り方を議論するものでございますので、これも基本計画（案）からの引用となりますが、パートナーシップの重要性について追記させていただいております。

(2)につきましては、形式的な修正ですので、次にいきたいと思っております。

6ページ目をご覧ください。前回の資料ではなかったと思っておりますが、(3)環境保全活動を巡る状況を柱として追記させていただいております。こちらは前回、大久保委員からの意見を踏まえて追記しております。

また、7ページ目の下になりますけれども、検討の視点に、循環と共生ということを追記させていただいております。

8ページ目をご覧ください。今後の学びの方向性として、自分の世界と違った世界をつなげるという視点を明記しました。体験の内容・プロセス・留意点等につきましても、前回の会議のご意見を踏まえてできるだけ網羅的に書く方向で整理・修正をさせていただいております。

10ページ目をご覧ください。今後の在り方について、学校教育のパートにつきましては、現職の教員である棚橋委員、島田委員からご意見をいただきまして、例えば、ホールスクールアプローチなどの記述について追記をさせていただいております。

続きまして、11ページ目をご覧ください。地域における取組について、大きな変更点といたしまして、前回の資料では、都心部の体験の充実をすべきではないかと強調して書かせていただいておりますが、宮林委員から、自然体験が少ないのは都心部に限らないという趣旨のご発言もあったことも踏まえ、修正をさせていただいております。また、関係省庁が連携して取り組むという点を強調する観点から、必要な修正をさせていただいております。

続きまして、12ページをご覧ください。若者に対する取組について、現在ユースである飯田委員等からのご指摘を踏まえ、修正をしております。それから、大人に対する取組につきましても、畠山委員からのご意見を踏まえて、13ページ目の22行目からになりますが、行政職員に対するアプローチも、現行基本方針との整合を担保する形で追記をさせていただきました。その具体的などころとして、既に行ってはおりますが、体験の機会の場を活用することについて書かせていただいております。

(5)環境保全活動の推進につきましては、大久保委員からご意見を踏まえて新たに柱として追記しました。

法制度については、石坂委員からのご意見を踏まえて、体験の機会の場の位置づけを再

整理して明確にし、関係省庁が積極的に活用等していく旨を追記させていただいております。

3)協定制度について、大久保委員から、協働取組を推進するための制度として、協定制度以外にも政策提案制度があるのではないかとのご指摘があったことを踏まえ、追記させていただきます。

(7)パートナーシップの推進のところにつきましては、形式的な修正をさせていただいております。

「おわりに」のところでございますが、評価についても若干触れさせていただいております。今回の会議でも、人が人をつなげ、輪が広がり、地域の新たな価値につながっていくというお話があったかと思えます。まさしく本報告書で示す体験活動の趣旨に合うものでもございますので、内面の変化のみならず、そういった社会変革につながる広がり捉える指標も押さえていく必要があるのではないかと書くさせていただいております。

また、石田委員からご指摘がございましたが、今回の会議では環境教育によりどういう人間性を育むかという点の議論には至っておりません。この点につきましては、前回の専門家会議において十分に議論をされたところがございますので、本文においてその点の記載はしていませんが、川嶋委員からご指摘のあったロールモデルを示すということは、より社会参加を促すという意味で重要かと思われましたので、ここで追記をさせていただきました。

駆け足となりましたが、説明は以上となります。

小澤座長： ありがとうございます。それでは、今の報告のまとめ方についてのご意見、またはご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。宮林委員、お願いいたします。

宮林委員： 大変よく皆さんの意見を踏襲されまして、まとまっていると思います。最近、地方に行って思ったのですが、コミュニティーを大事にして、そのコミュニティーの中で、例えばこういうことがあったのです。公民館活動を重視する。その中に、おじいちゃん、おばあちゃんたちがみずからお金を出して、パン屋さんをつくる。そのパン屋さんに若者を呼んで、あるいは自分たちのつくったみそだとかいろいろなものをパン屋さんで使ってもらう。これは経済性があるのですが、実はそこにおいては地域のものづくりをきちんとコミュニティーの中に押し込んでいくという努力をみずからされているようなところが出ておまして、これは新しい動きで、まさに環境教育を推進していく上で重要な考え方ではないかと思われましたので、どこかにコミュニティーのことが入っているのいいと思うのですが、具体的にそんなところがあったので、もし入るところがあれば入れたらどうかと思われましたので、発言させていただきました。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。今、具体的に検討していきますか。では、具体的にどのあたりに入れたらいいとお考えか。

宮林委員： その辺、検討しているのは、地域だと思うのです。地域の中で進めていく考え方の中に、そういった地域文化を進めて、コミュニティとのかかわりを重視する。あるいは、それを踏まえてというような項目がどこかにあったかと思うので、ちょっと思いつきで今申したものですから、また帰るまでにはどこかに、こんなところでどうでしょうというのは示したいと思います。

小澤座長： 次の若者との連携とつながるような形で入っていくといいかもしれませんね。では、ご検討よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。田村委員、お願いいたします。

田村委員： 國學院大学の田村です。実は、この会議の出席がこれまでかなわず、きょうが初回ということで、少したれなことを申し上げたり、十分な理解がされていないところがあるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。場所は全部どこでもよろしいということですよ。3つほど。

1つ目が、このたびの学習指導要領の改訂との関係性は非常に重要になってくるかと思うのですが、済みません、私がみた範囲では十分なチェックがされていないのですが、「持続可能な社会のつくり手」というキーワードが今回一番最初の前文に入ったことをもって、重視していることはまさにそれでいいと感じているわけですが、カリキュラムマネジメントやアクティブラーニングといった主体、対話、深い学びの前の部分に、今回の指導要領は育成を目指す資質、能力の3つの柱といったことを明確に示すことが必要なのではないか。そのことが、済みません、みた範囲で私はチェックできていなかったのですが、十分に言及されていけば全く問題ないのですが、仮に6ページあたりの四角囲みの下のところに、さらには、2017年3月に告示された改訂においては、掲げられたほかの後のマネジメントとアクティブラーニングの前に、育成を目指す資質、能力に向けてとかという言葉を一言入れたほうが、全体の通りがよくなっていくといいでしょうか、トータルとして育成を目指す資質、能力といったものが大前提として今回展開されていることは、まさに環境教育の話ときれいにシンクロする話でありますので、そこを押さえてはどうかというのが1つであります。ほかのところを書いてありましたら申しわけございません。

2つ目が、8ページです。アンダーラインをつけて修正いただいた部分のところに、かぎ括弧とされている極めて重要だと思われるキーワードとして、「つなげる」という言葉が出てきます。環境教育のこれまでの資料の中でもつなげるという言葉を使っていたので、

これでやむなしなのかと思いながらも、「つなげる」がいいのか、それとも「つなぐ」がいいのか、このところはかなり目につく重要なキーワードではないかと感じますので、もうご議論が十分済んだことではないかと思いながらも、簡単に申し上げますと、「つなぐ」という文章のつながりのほうが読み取りとしてはよくなる可能性があるのではないかと思いますので、申し上げた点が2つ目です。大変重要なキーワードだと思いましたが、申し上げました。

3つ目が、9ページの体験活動を通した学びの実践に求められる要素の中黒です。このような表現になることは非常に重要で、今後、体験活動を行う際の重要なチェックポイントになったり、評価指標になり得るものだと思いますので、こういった要素を明確にお示しになっていることは大変好ましいと感じました。であればこそ、この表記を一定程度、階層やグレードを整理してお示しになることのほうがわかりやすいのではないかと。

つまり、一番最初は「学ぶ側が主体」と書きながら、句読点の後は「ファシリテーター」ですから、恐らくこちらは今度は教え手の側、あるいはかかわる大人側の言葉になり、その意味でみると、全体としてまざり合っている。意図的にまざり込ませてあるのだと思うのですが、そういった形の主語をどう捉えるかが1つと、全体として確認しますと、一番目では主体であることを重視し、2つ目では感性を大事にし、そして3つ目はちょっと置きますが、4つ目では体験を書き、2つ目と4つ目で考え、表現、振り返るプロセスのことをお話しされ、その次では創造の価値を書かれ、その次には多様性を書かれ、次に自己決定となっているようにもみえるわけです。そういったものを明確に強調するのであれば、それは前面に出すような方法が、逆にいうと要素として見えやすくなる可能性があるのではないかと。

これは、ただ、逆に申し上げますと、そうすることによるリスクも一方はらむものでありますので、そのように意図的になさらないという作戦といたしましょうか、表現様式も当然あるかと思しますので、その議論のことは、済みません、十分な把握がなく申し上げるところをご容赦いただいた上で、3つほど感じたことを申し上げさせていただきました。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。先ほどの資質、能力に関しては、やはりこれから入れていかないといけないと思いますので、文科省さんともご相談しながら、加えていきたいと思えます。

2番目、やはり私も「つなぐ」ほうがいいのかという感じはします。

3番目にご指摘のことは、少しきちんと分けたほうがいいかもしれませんね。それぞれのお立場の方では、個々でおわかりになるところもあるかと思いますが、本当は全部つながっている、やはり初めのころにプロセスを強調していらっしやいますので、それを考えていかなければいけないと思います。

今のことでどうでしょう。池田さん。

環境省・池田室長補佐： まず、1点目のご指摘になります。資質、能力につきましては、4の(1)の学校における取組の中で、「持続可能な創り手に必要な資質・能力」という言葉を用いておりますので、そのレベルの反映であれば可能かと思えます。いずれにいたしましても、こちらは文部科学省の所管となりますので、同省と調整をさせていただいた上で、書きぶりの検討をさせていただきたく存じます

2点目の「つなげる」というところなのでございますが、現行の基本方針でも「つなぐ」という表現が使用されておりますので、そちらで修正をさせていただきます。

3点目でございますが、実践者の指針となるよう、体験活動に求められる要素は出来るだけ具体的に記載をしております。確かに1番目は、ちょっと学ぶ側の主体と実践者が混在していることがございますので、少し工夫をさせていただければと思えます。

小澤座長： ありがとうございます。では、そういう視点から書きかえをお願いしたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、いただいたご意見を踏まえて修正して、報告書にきちんとした形にしていきたいと思えます。この件に関しましては、事務局、環境省のほうで池田室長補佐と文科省さんともご相談いただいて、そして私の座長一任とさせていただきたいと思えますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、タイムスケジュール的には早く進んでいるのですけれども、基本方針の(案)に関する議論に進みたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

環境省・池田室長補佐： それでは、続きまして、環境教育等基本方針の改正案についてご説明させていただきます。

ただいま若干の修正があるという前提で報告書をおまとめいただきました。この報告書については、後日、関係省で構成される環境教育等推進会議に進言をされますが、その後の対応といたしましては、報告書で示した考え方、方針を法の基本方針に反映させ、法制度の活用促進に向けた運用等の改善を行うことが必要になると認識しております。

これから基本方針の改正案についてご説明させていただきますが、その前にこの改正案の作成における基本的な考え方をご説明させていただきます。3点ございます。

1点目として、今回の改正は、今回の施行状況の検討を踏まえてという流れになります。現行方針の作成時にもこの専門家会議を開催して内容に係る議論を行った経緯がございますので、基本的な構成はいじらず、報告書の今後の方向性で示した部分を主に反映するという形にさせていただいております。

2点目として、細かい点とか運用で取り扱うべきことが適当と思われる事項につきましては、今後の方向性として報告書で明示してあっても記載をしております。

3点目として、今回の報告書を受け相当量の追記をする関係上、既存の内容について分量調整をさせていただいております。

また、環境教育等推進会議に進言された後の手続といたしまして、法の所管でない省庁との調整や、パブリックコメントを経て、正式に内容が固まります。そのため、今回ご議論いただいた内容がそのまま方針になるというわけではございませんので、その点はあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、資料3の説明を始めます。現行方針では、環境問題等の状況や持続可能な社会の姿を示す部分がございますので、まず、報告書の記載を踏まえて、その時点修正をさせていただきます。

6ページ目をご覧ください。現行基本方針においては、環境保全のために求められる人間像や環境教育で育むべき能力などといった記載がございます。こちらは、先ほども触れましたとおり、前回の専門家会議で相当な時間をかけて議論をされたこともありますので、今回の改正では内容の実質的な修正は行っておりません。

大きな修正といたしましては、12ページ目になりますが、今回の会議で議論した学びの方向性について「環境教育において特に重視すべき手法」という柱を新たに設けて追記させていただきます。

少し飛びますが、17ページ目をご覧ください。環境教育を進めるための施策の考え方として、施策の基本的なスタンスを記載しているところがございます。「つなぐ」という言葉がキーワードとなっており、現行の方針では、その対象は、場、主体、施策に限定をされております。今回の会議において、世代、地域、国を超えた交流の必要性についても言及がなされたことから、その部分を新たに加えさせていただきます。

続きまして、18ページ目になります。(2)になりますが、ここからは施策の具体的な内容を書くという部分になります。基本的には、法律の条の順に柱を立てて、施策の内容を記述するという構成となっております。

基本的には報告書の内容を該当する箇所に追記しておりますが、大きな修正点といたしましては、新たに若者の社会参加という柱を一つ起こしました。また、体験の機会の場につきましては、報告書にもあるとおり、その位置付けを見直して、関係省庁が積極的に活用やPR等を行っていくという旨を明確にしております。

最後でございますが、33ページ目になります。こちらは報告書の「おわりに」で書かせていただいたところをベースに修正を加えております。

若干駆け足となりましたが、基本的には報告書の文言をできるだけ忠実に写すという作業をさせていただきます。ただ、全体的な構成はいじらないとことを前提にしておりますので、報告書では同じ柱でまとめられていた内容も、方針案においては内容を分離してはめ込んでいるという箇所がございます。その点をご容赦いただければ幸いです。

説明は以上です。

小澤座長： ありがとうございます。皆さん、頭の中が駆けめぐっているかと思います。基本的に報告の内容を入れていただいたということになりますけれども、いかがでしょうか。ご意見、ご質問、入れかえすべきことなど、いろいろあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

梶木委員： 最後にご説明いただいた法の施行状況の検討、見直しのところ、16ページに書いてあるのですか。よくこういうので、うまい事例を収集してとここにも書かれているのですけれども、実はこういうのはうまくいかなかった事例をしっかりと収集して、それがどうしてうまくいかなかったのかということも検証したほうが本当は次の施策に生かせるのではないかと。もちろんうまくいっているのはいいのですけれども、うまくいかなかったことから学ぶことはやはり多いと思うので、そのようになっていくと、見直しのときにはすごくいいことが起こるのではないかと思うのです。

今書かれている内容だと、ロールモデルになるような事例を収集するという、良好な事例、先導的な事例を収集するだけが書かれているので、それがなかなかうまくいかないところもたくさんあると思いますので、そういう振り返りが、もう少しいい事例と悪い事例というか、何を悪いというかわからないですけれども、そういう視点が入ってくると、また随分変わってくるのかと思いました。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご指摘ありがとうございます。その問題意識は、報告書の方では記載をさせていただいておりますので、方針案における該当箇所についても、「効果」を例えば「成果と課題」にするといった修正を加えさせていただきます。

梶木： 何年か後にこれを検証していくときに、そういう視点がこれに入っていると、随分違うのかなと思いました。  
以上です。

小澤座長： ありがとうございます。私も環境教育等促進法絡みで十何年かかわっていますが、基本的に大事な視点だと思うのです。失敗に学ぶ。ただ、やはり推進させようという意気込みがここにあって、多分、失敗に学ぶのは主体的にやっていらっしゃる人たちが学ぶのかなというニュアンスも私などはもっているのです。その辺はすごく議論のあるところで、例えばE S D活動支援センターでも事例を集めると思うのです。その前からいろいろと地域での取り組みの事例をまとめたり、参加させていただきましたけれども、やはり日本社会はいいところを書くのですかね。そういう形で来て、でも、その裏にはやはり反省すべき点もあったのだろうということはすごくわかります。

私、この法律というのですか、基本、今度は何法に略しているのかわかりませんが、そ

ういうところでは、やはり反省を含めてそれぞれの場、地域、人、組織で実践していくという、失敗例から学ぶというより、何かそういう反省的实践としてやっていくべきという文言ぐらいが入っていると法律的にはいいのかなという印象も私は受けるのですが、いかがでしょうか。

環境省・池田室長補佐： 報告書ではその問題認識的なところを書かせていただいておりますが、こちらは政府の指針となりますので、どういう記述が適切かどうかは内部で検討させていただきます。

小澤座長： ということで、何か答えになっていないような（笑声）、特に体験活動をいう場合には、私はジョン・デューイの反省的实践家としてやるということがどうしても頭にあるものですから、それが常にいろいろな組織だろうと、人であろうと、場であろうとあるのかなともちょっと考えていましたので、事務局に最終的にはお任せしたいと思いますが、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。棚橋委員、お願いします。

棚橋委員： 今の失敗から学ぶとか、小澤先生のジョン・デューイの話にかかわるところなのですけれども、16ページの環境教育を進める手法の考え方のところのぼつ1つ目に、「環境教育の活動を『関心の喚起→理解の深化』」云々と書いてあります。ここはデューイが示した問題解決のプロセスをぐっと縮めたもので、またこれと同じような表現がユネスコの国内委員会のESDの進め方にもこういう文章が書いてあります。これはぜひ残してほしいのですが、その問題解決に言及するのであれば前の12ページのところは、環境教育において特に重視すべき手法という表現、タイトルがあるわけですから、ここにも問題のプロセスを活用することを示すことが必要かと思えます。

さらに、先ほどの報告書9ページの「体験活動を一過性のイベントにしてはならず、そのためにも、実践にかかわる者が、おのおのの実践の狙いの具体化や、実践における効果の可視化をし」という、その前の問題解決的なプロセスでちゃんと指導するのだという表現が必要か、ぜひ欲しいなと思えます。それが1つ目です。

もう1つは、19ページ目です。ここは学校における環境教育というところで、19ページで、教員がどういう指導力をもったらいいのかというところですよ。ここは今の問題解決的な指導力というのもそうですし、もう1つ大事なものとして、カリキュラムマネジメントのような学校の中での仕組みをしっかりと築いて、学校として取り組んでいく。そういった表現がここにあるといいかなと思えます。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。もともとの12ページのものは、1999年、小委員会を設定し

て、中環審に答申したところでの、体験を単に目的化するのではなくということ、これはすごくプロセスを重視するという主張を入れたのです。先ほど申し上げた反省的実践家としての取り組みということで、基本的には環境に限らず、いろいろな分野に当てはまることなのではないかと思って、私は当時、小委員長として書かせていただいていますので、その辺をちょっと全体を通してまた報告のほうも見直しさせていただいて、基本方針のほうに投影していくようにさせていただきたいと思います。

ただ、棚橋先生もカリキュラム研修をデザイン力アップでやっていて、やはり全てが変わるわけではないわけですね。そういう中で、でも、私どもは参加していて、1人でもこの考え方の遺伝子が広まっていくことを期待しているわけです。やはりまた個々の学校、組織でも対応していただけることを期待して、この方針、それから報告をきちんとまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。その辺は、事務局、池田さんから何か。

環境省・池田室長補佐： ご意見ありがとうございます。今回、報告書で議論したことを基本的に追記していくという前提になっておりますので、報告書に書いていない内容を飛び越えて修正するということは難しいというのが実感でございます。ただ、カリキュラムマネジメント等の実践力の向上や、ホール・スクール・アプローチについては、修正案でも言葉として追記させていただいております。見にくくて恐縮ではございますが。

棚橋委員： すみません、見え消しは見落としておりました。ここにカリキュラムマネジメント等の学校全体の取り組みと書かれていますので、学校全体の仕組みで進めるということ強調していただければと思います。学校全体の仕組みと共に教員個々の指導力の向上の課題もあります。アクティブラーニングや問題解決的に子供たちに自分たちで考えさせて取り組ませるとい指導力の育成というのが、今までもずっと重要だといわれてきましたけれども、これからはもっと重要になってくるのではないかと思います。

学校の仕組みと同時に、教員一人一人の指導力の向上を示すのはいかがでしょうか。

小澤座長： ありがとうございます。多分、文科省さんの方針には、ここではなく、ちゃんと読んでいくと、不断の力と、物すごい努力を先生たちに求めているわけですね。それをこの環境教育法の絡みで書き込むかどうかというところ。こういう法律になじむのかどうかも検討していかないといけない。私などは初めにみたときに、不断の努力、絶えることのない努力ということをこんなに先生たちにうたっているのかしらとか、一瞬、私がもし現場の教員だったら、ぎょっとするような文言が文科省さんの方針には入っているわけです。だから、相当なことを求められた上で、ここでは環境教育として、先ほど私もこれは全体の学校、あるいは地域での指導、学びにおいても当てはまることだと申し上げたところで、教育促進法の改訂において書き込めるかどうかはまた議論を池田室長にお任せし

て、文科省さんとも相談していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、文科省さんからコメントを1個お願いいたします。

文部科学省・米本参事官補佐： 先ほど座長からお話しいただいたような要素がかなりありますので、今のご意見をまた持ち帰らせていただいて、担当官と検討、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

小澤座長： ありがとうございます。これは5つの省からなる環境教育等促進法の施行状況の検討を行う会議なのです。その文言に、でも、ベースには多分個々の省庁さんの取り組みも入っているという前提で私はずっとお話を聞いてきて、今まで入っていなかったユースの活用とか、そういうのは入れていきましょうというところがあるかと思っていたのです。棚橋委員、よろしくお願いたします。

棚橋委員： 報告書を見たときも思っはいたのですが私の発言で16ページがなくなってしまうと、もっと困ったことになりますので、ぜひこれはとっておいていただいて、やれる範囲で取り組んでいただけたらと思います。

小澤委員： 16ページのは1999年の報告書に基づいて、私は小委員長で、それがずっと連綿として残っているということなのです。だから、これは学校教育に限らず、地域社会で環境を学ぶに当たっても、あるいは保全活動するにおいても、こういうことが必要だという答申をまとめたわけです。それが中央環境審議会に上がってきて、環境基本計画の方針として出てきて、そしてこの法律に投影されているという経緯があるのです。ということで、ご理解いただければ。だから、あとは文科省さんと相談しながらやっていただければと思います。

環境省・池田室長補佐： 今ご指摘いただいたところでございますが、今回の修正は施行状況の検討の範囲において追記をするという前提にさせていただいております。先ほど棚橋委員が重要だご指摘された部分、いわゆる問題解決学習的なプロセスというところは既に政府方針として明記されております。また、19ページ目の34行目で、個々の教職員の環境教育の指導力を向上させることは、記載に盛り込まれております。その辺はご了承というか、ご考慮いただければ幸いです。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

井田委員： どうでもいいといえばどうでもいいのですが、ちょっと気になるといえば気になっているものですから、ちょっと指摘させていただきたいのです。

17ページなのですが、イで環境教育を進めるための施策の考え方というのがあって、「つなぐ」というのが順番に出ているのです。それぞれつなぐという意味はわかるのですが、つなぐというのがまたメタつなぐで、つなぎがどうなっているか、ストーリーがみえにくいかという感じがするのです。

ちょっと考えてみますと、「時には、組織、世代」何とかとありますけれども、その順番で考えていくと、最初に「主体をつなぐ」というのがあるのかなと。その次に、「世代をつなぐ」というのがあるのかなと。その次に、「組織をつなぐ」「場をつなぐ」。ここは場と分野両方あるので、言葉があれなのですけれども、「世代をつなぐ」。それで、「地域をつなぐ」。それで、国内の施策をいうならここに「施策」が入って、最後に「国をつなぐ」。この施策が国レベルで行くなら最後に「施策」が来ると思うのですけれども、そうやってストーリーがあったほうがいいかという感じがします。

これは報告書の8ページにも順番があるのですけれども、その順番とうまく照らし合わせてストーリーができると、またつなぐができて、話が通じやすいかと感じました。

小澤座長： 貴重なご意見ですが、池田さん、よろしくお願ひします。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご意見ありがとうございました。今回、つなぐ対象を新たに3つ追加させていただいております。増えたことによって、その関連はどうなのかというご指摘が生じ得るのはもっともかと思ひます。報告書の内容も含めて修正を検討させていただければと思ひます。

小澤座長： ご指摘どうもありがとうございました。そのほか、田村委員、お願ひいたします。

田村委員： 4つお願ひします。

まず1ページ目のところに記すかどうかは非常に悩ましいのですが、東日本大震災の3.11のことは必ず明記しなければいけない重要な事項だと思ひます。しかしながら、この記載が、どうしてもこの部分はこう書かざるを得なくなっている。つまり、どういうことかという、どちらかというマイナスイメージの要素しか書かざるを得ないわけですが、3.11にまつわるもうちょっと別な側面を何か書けないか。つまり、福島を中心とした東北では、環境や将来の地域の創造に向けた極めて積極的なチャレンジも行われているという事実が特に環境教育にかかわる部分であると思ひしておりますし、双葉郡ではそういった取り組みもなされているわけです。1ページ目、23行目にはどうしても入れにくいのですが、どこかに入れるか、あるいはここに無理無理入れ込んで、25行目、一定の復旧・復興が進み、そこではみたいなことを、地域の将来の発展に向けた取り組みが行われというようなことを入れるなり、プラスの要素の部分を何とかもう少し入れられないかと思ひたことが1つです。

2つ目が、9ページです。基本的には修正をしないというところがまずはベースにあるということですので、先ほども環境教育が育むべき能力については、既存のものをそのままということであったように伺っております。であるのですが、今回の学習指導要領の改訂を視野に入れると、どのような整理がここでされることが必要なのか、文部科学省のご担当の方が十分にご検討もされていると思うのですが、これでいいのかどうかと思ったところ。特に非常に安易な見方ですが、文末だけをみたときに、「環境保全のための力」だけが1ヵ所、「知識や技能」と来るわけです。ほかは全て力、力、力と並んでいるわけです。この辺のところを全部「力」にすることの問題も生じるかもしれませんが、若干検討したらいいのかなと思ったところ。これが2つ目です。

3つ目が、10ページの環境教育に求められる要素に中黒が並んでくるわけです。イの一番の体験の話と、2番目の気づきを引き出すところが削除され、これがウにほぼ入り込んでいるという理解でいいのだと思って読んでいきました。となったときに、ウのところにもそこがあり、その上で10ページ以降の中黒が成り立つということがもし必要であればわかるようにするために、10ページの7行目に、さまざまな実施をされていますが、以下のウに示すような重視すべき手法を前提とした上でというようなものを入れて、次の中黒は並ぶという書き方をすれば、ウが頭にちょっと出てきた後に、次が並んでくるという見え方がして、さらにウを強調するという方法が出せるのではないかと。何となく消えてしまうと、そこを軽視されているのではないかと比較の読み方がされる部分が出るかと思いましたので、これが3つ目であります。

4つ目は、21ページの若者の社会参加の促進です。先ほどお話があったとおり、報告書に書かれているところになるわけです。であります。報告書のほうが実に丁寧に書いてありまして、つまり、さまざまな若者の取り組みが実は環境に根差しているのだけれども、持続可能な取り組みになっているのですが、その自覚がないところもあるしと書かれていることが、エッセンスをぐっと抜き出したことによって、結果的に見えにくくしているのではないかと。したがって、若干の修正がもしできればということで、21ページの14行目が終わったあたりから、また持続可能な社会に向けた取り組み、あるいは地域の貢献に向けた取り組みなどが積極的に行われているというようなことも入れる。

あるいは、18行ぐらいのところ、若者層に対して、環境への関心を喚起するためといっただけではなくて、それが主体的な地域への参画だとか、地域の将来を構想する取り組みといったことをもう一個入れていくことによって、環境教育というチャレンジがまさに環境のみならず、地域の将来展望に向かうものになるということをしほめかすことができるのではないかと。

そして、さらにもう一個いうならば、19行目で、「学びの提供を行っていきます」というところに、これからの若者世代がどう動くかは非常に重要だと思いますので、ここに積極的とか、恒常的とか、広域的というより前向きな言葉を入れることをして、若者の社会参画への促進といったことをもう一言強く押していただければとどうかと考えました

4点です。以上です。

小澤座長： ありがとうございます。これは報告書と連動させて修正可能だと思うのです。ということで、慌てさせてはいけないので、どうぞゆっくり考えていただいて、ご検討いただければと思います。

環境省・池田室長補佐： ご意見ありがとうございます。基本方針の9ページ目になります。質問の順番に沿っておらず恐縮ですが、いわゆる資質・能力に係る部分は、今回の改正案の作成に際して、文部科学省とも協議をした上で、本日お示しさせていただいております。他方で、確かに1点だけ「知識や技能」となっている箇所が目立つのではないかというご指摘ももっともではございますが、文科省と相談して内容を検討させていただければと思います。

環境教育に求められる要素の修正方法に係るご意見につきましては、ご指摘を踏まえて再修正をさせていただければと思います。

若者のところについては、報告書の記述を踏まえて、ご指摘の内容を追記することについて検討をさせていただきたく思います。

ただ、3.11の記述につきましては、もともとこの部分は第5次環境基本計画（案）の引用で構成されております。そこの関連もあり即答できませんので、内部で調整させていただいた上で、対応を考えさせていただきたく思います。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。飯田委員、お願いいたします。

飯田委員： 私から3点コメントさせていただければと思います。

まず1点目が、コメントというよりは感想になるのですが、今、田村さんからのお話があった21ページのウの若者の社会参画の促進の部分になります。

まず初めに、大前提として、新しい項目として、ここに若者の社会参加の促進という若者、ユースの項目を入れていただいたことは、すごく大きな前進というか、励みになると思っています。ありがとうございます。その中で、特に今、ESDとか環境教育という裾野を広げる、ここにあるような地域活性化、国際理解、食育、科学コミュニケーションなどをやっているさまざまな多様なテーマの人たちを環境という切り口で改めてつなぎ直すという活動をまさに周りの若者、ユースと一緒に今やっているところです。ですので、こうした活動を改めてユースとして進めていきたいと決意を新たにしたところです。

一番最後のパラグラフのところで、若者に芽生えた小さな意欲が、社会変革につながっていくよう、政策形成にも積極的に取り入れるという文言を入れていただいているのですが、ここに書いていただいているのはもちろんのこと、むしろ若者の中で活動を活性化さ

せていって、ユースの声を知りたいですか、ユースの活動ですか意見に価値があると思ってもらえるように、改めて草の根の活動で頑張っていきたいというモチベーションになりました。周りのユースにもこのことを伝えて、より活動を広げていきたいと思っていますところ。これは感想になるのですが、残り2点がコメントになります。

残り2点の1点目が、12ページの中ほどにある「体験活動を通じた学びの実践に求められる要素」というところで、先ほど、恐らくこの部分は報告書（案）のものをそのままもってきているものだと思うので、もしかしたら報告書（案）の議論のときにコメントすればよかったのかもしれないですけども、改めて読んでいて感じたことをコメントさせていただきます。

こちらと同じく田村様からのご指摘の中で、報告書（案）の議論のときに、箇条書きの項目の中で、「学ぶ」というキーワードの中で、作り手と受け手の表記が混在しているので、そこを整理したらどうかというコメントがあったと思うのです。それにプラスアルファというか、つけ加えるとするならば、やはり環境教育は、作り手と受け手はもちろんあるのですが、お互いに学び合うというような、作り手、受け手の2つに分かれないという側面もあるのかと思っています。特に今、NPOの新宿環境活動ネットで、例えば新宿区内の小学校などに企業さんとか研究機関の方を出前授業でやるコーディネートの仕事をしているのですが、そうしたときに、要は社会の中で活躍する人を学校の中の教育に入れることで子供たちが変わるという側面は本当に大きいのですが、それと同時にというか、私がいうのも恐縮なのですが、講師の側で行った企業の方とか研究者の方が、子供たちに教える、伝えることを通じて、教える側も新しい気づきがあったり、もしくは子供からみるとか、社会からみるとこのようにみられているというのを再認識するというような、教える側も学びの要素があるのかなと感じているところです。

ですので、田村様からのご意見をもとにつくり変えるときに、もしよろしければ、「学ぶ」の作り手と受け手という整理と同時に、その相互作用というか、お互いが学び合うような場を意識するようなことも重要だというようなニュアンスを入れていただくと、よりいいのかなと思ったところです。

最後の1点は、本当に細かいところなのですが、21ページの上のほう4行目になります。この中で、「公害資料館」というキーワードを入れていただいて、ありがたいと思ったのですが、その前のところで、「環境学習施設や自然体験活動を行う各種の施設」というのがありまして、報告書（案）では自然学校という固有名詞を入れていたと思うのですが。この自然体験活動を行う各種の施設というのは、具体的にどういうものを内包するのかなとか、この中に自然学校が入るといった認識なのかなとか、そこら辺を確認したいと思ったところです。

以上3つ、感想とコメントになります。

小澤座長： ありがとうございます。自然について学ぶ場といったほうがいいのかもしいね。

飯田委員： 施設というのはちょっと……

小澤座長： ちょっと狭いかもしれないですね。

飯田委員： 場のほうが適切かもしれません。

小澤座長： 2番目の学び合うところの相互作用、初めのころ、学び合いの関係性をつくるとか、ありませんでしたかしら。1回目とかそういうところ。よろしくをお願いします。

環境省・池田室長補佐： まず3点目のコメントをいただいたところ、「地域体験活動を行う各種の施設」とありますが、基本的にはその中に自然学校が内包されるという理解でおりますが、誤解のない表現となるよう、必要な修正を加えさせていただければと思います。

体験活動を通じた学びの実践に求められる要素について、実践者も子供の変化を見て変容するという点は、報告書でも書かせていただいております。学び合いという言葉要素の中に盛り込むことが重要ということであれば、どういう表現が適切か具体的にご指摘いただけると助かります。

飯田委員： 学び合いの要素については、私のほうでも考えて、もしもあれば別途コメントさせていただければと思いますし、事務局でもご検討いただければありがたいと思います。

自然学校のほうは、このままでも間違いではないと思うのですが、自然学校の中には本当に施設をもっている、建物としてとか、フィールドをもっている自然学校もあれば、建物とか拠点をもたずにプログラムを提供するという形の自然学校もありますので、少し気になったところなので、もし可能であればご検討いただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

小澤座長： ありがとうございます。森のようちえん系は、場はあるけれども、施設はもっていないわけです。ですから、そういった意味では、場・施設ぐらいがいいかもしれない気もしますが、ご検討いただければありがたいと思いますし、梶木委員、その件は意見ありますか。

梶木委員： 例えば兵庫県などは、自然学校といっていますけれども、施設があるわけではなく、行くプログラムを自然学校といっていますので、建物系、施設系ではないのかと。ご指摘のとおりだと思います。

小澤委員： ありがとうございます。よろしいですね。後で検討していただけると。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。司会者の立場を超えて勝手にいわせていただいたところがありますけれども、いかがでしょうか。田村委員、お願いいたします。

田村委員： 済みません、先ほど申し上げればよかったのですが、もう1つ、25ページのイの24行目以降です。ここ、文脈を読んでいきますと、減少が懸念される。一方、働き方改革、単線型人生という話になると、減少が懸念されるものの、簡単にいうと、少し時間の余裕が出るという形で、多様な環境保全の機会を提供するという話だと、重要な要素が抜けているような感じがする。つまり、どういうことかという、減少が懸念されている。しかしながら、環境教育、環境保全というのは、非常に多様な立場、多くの世代が参加、参画することこそが実は重要なのであるということ一度挟み込んで、一方というようにしていかないと、大事なものが、価値が抜けた形で、何となく現状だけを強調しているような流れになっている印象を受けましたので、いかがなものかという意見であります。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。それは多分入ることができますね。よろしいでしょうか。先ほどの田村委員の意見は、ちょっと検討させていただきたいと思います。

そのほか、ありますか。石坂委員、よろしくお願いします。

石坂委員： 感想というイメージになってしまうのかと思うのですが、体験機会の場の認定企業として声を上げさせていただければなのです。

今回の文面においては、包括的に非常によい文面になっているのかと理解しているのですが、実際、現場型の目線でみていただきたいなと思っていて、ミクロの実践の協力や協働というところを環境省さんにすごくお願いしたいと思っています。国際活動、ESDでたくさんの海外のよき事例とかもありますし、そういったものをもっとわかりやすく可視化したり、伝達する方法も支援いただきたいと思っていますし、今回、改正に基づいて、末端の各現場、教育委員会であったり、各自治体であったり、学校レベルまで、どこまで今回の法律の価値や意味に理解が得られるのかなというところのうまい伝え方というのでしょうか、その辺を環境省さんの法律の力というか、みせどころにすごく期待していきたいと思っていますので、この文面だけに終わらず、現場にどこまでどのように落とし込んでいくかを実行をお願いしたいと思いました。

小澤座長： 一番大事なご指摘かもしれませんが、きょうの配付されている資料とかピラ、3月21日のとか、そういうところで、大変大事なことだと思いますので、環境省さんサイドで何かありますか。

環境省・池田室長補佐： 重要なご指摘ありがとうございます。先ほどもご説明させていただき

ましたが、今回おまとめいただいた報告書は、きょうもご出席いただいておりますが、関係省で構成される環境教育等推進会議に進言されます。関係省庁が連携をする必要性は報告書でも書かせていただいておりますが、その実現に向けて関係省庁が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

小澤座長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
そのほか、梶木委員、お願いします。

梶木委員： 済みません、1つだけ、小さなことなのですがけれども、小さくないです（笑声）。21ページ、若者の社会参加の促進、新たに入れていただいたところの最後の段落、21行目、「若者に芽生えた小さな意欲が」と、この「小さな」は要らないのではないかとあって、「若者に芽生えた意欲」で、ここはやはり大きいとか小さいとかではなくて、意欲が社会の変革につながるということなので、本当に表現の問題だとは思うのですがけれども、削除していただけたらいいと思います。

「変革に繋がる」、ここは漢字を使われるのですか。「つなげる」とか、ずっと平仮名で来ていて……。

以上です。

小澤座長： 漢字のことですね。わかりました。

環境省・池田室長補佐： 適切な公用表記をもう一度確認して、適切な形に修正させていただければと思います。「小さな」というところにつきましては、報告書も含めて修正をさせていただければと思います。

小澤座長： 梶山委員、お願いいたします。

梶山委員： 田村さんがさきにお話された、東日本大震災の表記の仕方なのです。いじりにくい、いじれない部分かもしれないのですがけれども、一被災している者としては、やはりマイナスのイメージが大きいので、ちょっとだけでもプラスのイメージの言葉を入れてもらえると非常に励みになるというのが現地にあります。

例えば人もやはり自然環境と同じで、ギャップというか、例えば崖崩れみたいなものがあると、パイオニアプランツが生えてくるわけです。震災みたいな大きな自然災害があった後も、人も芽生えてくるのです。ぽんぽんとスイッチが入ったように勢いづく若者も、もちろんそれで途中で失敗する若者もいますけれども、成功する者もいろいろいるのです。

同時に、原発の話はちょっと別ですがけれども、自然環境も悪くなっただけではなくて、逆に再生された部分も多々ありますので、何かしらプラスの言葉を入れていただけると現

地の励みになりますので、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

環境省・池田室長補佐： ご意見ありがとうございます。検討させていただければと思います。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか、お願いいたします。

菅谷委員： 具体的なところに、少し感想めいたところになってしまうのですけれども、16ページにカの継続的な取り組みということが書かれていて、経済的な基盤が安定するような環境づくりに取り組みますということが法的にもあるというところで、報告書で今回、(5)で環境保全活動の推進を入れていただいている、実はここまで入ったのであれば、方針に何らか経済的なところが書けないかと先ほどから少し頭の中でひねってみたのです。

報告書の最後は整理が必要と考えられるというところで、これから整理するという意味なので、なかなか方針としては書けないのかなと、自分の中で発言を控えようと思いましたが、ぜひ、この方針とはちょっとかけ離れてしまうかもしれないのですけれども、最初、ここの意見の中で、やはり持続的に継続していくためには、それなりの財政的な何らかのものが必要だというご意見がすごくあったように感じておりました、方針とはちょっと違うのかもしれないですが、ここら辺の整理をできれば今後取り組んでいただきたい。

地方自治体としても、そこら辺の経済的な基盤というところを本当にやっていかないと、多分、持続的にならない。継続的な取り組みが環境教育にはすごく重要で、学校教育以外の場でどれだけ継続的にやっていくのかが重要だと考えております。

ですから、ここら辺の部分を実は何か入れ込みたかったと思っていましたが、なかなか難しいと思っていますので、ぜひ整理を考えるというところをお願いできればと思っています。

以上です。

小澤： そこは大丈夫ですか。報告のほうから……。

環境省・池田室長補佐： 報告書の(5)につきましては、前回になりますが、大久保委員が問題提起されたことを書かせていただいております。他方で、今、菅谷委員がお話しされた財政的なところをこの方針に書くとなると、慎重な検討が必要かと思っております。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。大丈夫ですか。きょうはこれで議論は終わりになりますので、後で事務局へお届けくださいという時間的余裕がないので、ここでご意見を賜ればと思いますが、大丈夫でしょうか。

いろいろと意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいたご指摘に基づいて、また関連省庁と議論させていただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお

願いますし、修正していく過程で、私もどようになっていくかを見守って、そして意見を求めているので、対応していきたいと思っておりますので、基本的には、この基本方針でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ちょっとまだ時間がありますけれども、時間もあれしてきているので、これで終わらせてもよろしいでしょうか。

私も、2003年からこの法律にかかわってきたわけです。その前に1999年にまとめているということで、先ほどの田村委員のお言葉にもあった、昨年12月に郡山に訪ねていただいて、双葉郡に戻った子供たちの学校の取り組みを私もみさせていただきました。ふたば未来学園の高校生の取り組みも傍聴させていただきましたが、やはりそこに未来を感じる、少しでも希望がもてるような取り組みが必要かと思って、今回、若者、ユースの活用ということで入っておりますが、私自身、長年やってきて、大きな変革にはすぐつながらないかもしれないけれども、ゆっくりとラジカルにというのが私のずっとやってきたことで、日本の社会で急激な変革はできない。でも、やはりラジカルという言葉を使いたくて、こういう法律の策定にもかかわらせていただいて、進めてまいりました。

これはやはり国民皆のものであり、やはり各地域において住民の方々の意思が入るということで、本当は若者も子供たちもという形で入っていくと思っておりますので、今後、この法律がよりよい方向になっていくことで皆さんの応援をいただけるよう期待しております。

そこで私の座長の役割を終わらせていただければありがたいと思っております。ご協力どうもありがとうございました。

では、事務局。

環境省・池田室長補佐： 皆さん、短い間でしたが、貴重なご意見、ご議論をありがとうございました。

本会議の最後に当たりまして、中井徳太郎環境省総合環境政策統括官よりご挨拶をさせていただきます。

環境省・中井統括官： 委員の先生方におかれましては、4回にわたり、大変貴重なご意見をありがとうございました。

現在、パブリックコメント中の第5次環境基本計画におきましては、今が人類文明の転換期であるという認識に立ちまして、目指すべき持続可能社会を循環共生型の環境・生命・文明社会とうたっておりますけれども、これを具現化するためには、SDGsの視点と環境教育、ESDを通じたパートナーシップの充実強化が重要であるということをご基本計画におきましても強調してございます。いただきましたこの検討会の報告書、また、ご審査いただきました基本方針（案）は、これに沿ったものとなっております、大変感謝申し上げます。

また、この専門家会議におきましては、体験活動、人のつながりの重要性が再認識され

たと感じております。特にこれからの社会は自然のつながりだけでなく、経済のつながりを構築することも重要となってまいります。体験活動はそのかけ橋となるものでございまして、今後、体験の機会の方に期待される役割は一層増してくるものと感じております。

今回とりまとめていただきました報告書、また、この改訂基本方針（案）は、関係省で構成されます環境教育等推進会議に進言されることとなります。これを受けまして手続を進めます。今後は関係省庁が協働いたしまして、優良事例に係る情報発信、また、地方公共団体や民間企業等の方々との連携強化を、基本方針の改訂も踏まえまして、全力を挙げて強力に進めてまいりたいと考えております。

委員の先生方におかれましては、専門家会議は今回閉じますけれども、また引き続き何とぞご指導、ご協力を賜りたいと思っております。本当にありがとうございました。

環境省・池田室長補佐： 最後になりますが、この基本方針の案につきましては、環境教育等推進会議に進言の後、全府省との調整、パブコメを得て、おそくとも6月くらいには決定に向かうという運びで進めてまいりたいと思います。無事に決定となった際には、皆様にもご報告をいたしますので、その点、ご承知おきいただければと思います。

短い時間ではございましたが、4回にわたるご審議、本当にどうもありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

—了—